

# 下関市脱炭素先行モデル地区 設備導入支援（事業者対象）補助金 よくあるご質問（FAQ）

令和7年8月版

## 【お問い合わせ先】

下関市環境部環境政策課 脱炭素先行地域推進室

住 所: 〒751-0847 下関市古屋町一丁目 18 番 1 号

T E L: 083-252-7116

M a i l: [kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

## 内容

I .はじめに.....	1
II . 申請に係る Q&A.....	1
1. 用語について.....	1
Q1. 「脱炭素化」や「カーボンニュートラル」とは何ですか？.....	1
Q2. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？.....	1
Q3. 「民生部門」とは何ですか？.....	2
Q4. 「太陽光発電」とは何ですか？.....	2
Q5. 「蓄電池」とは何ですか？.....	2
Q6. 「エネルギー・マネジメントシステム（EMS）」とは何ですか？.....	2
Q7. 「高効率空調機器」とは何ですか？.....	3
Q8. 「高機能換気設備」とは何ですか？.....	3
Q9. 「高効率給湯器」とは何ですか？.....	3
Q10. 「高効率照明設備」とは何ですか？.....	3
Q11. 「初期費用ゼロサービス」とは何ですか？.....	3
Q12. 「PPA事業」とは何ですか？.....	3
Q13. 「自家消費率」とは何ですか？.....	4
2. 補助金について.....	4
Q14. 事業の目的は何ですか？.....	4
Q15. 対象地域はどこですか？.....	4
Q16. 補助事業の実施期間はいつまでですか？.....	5
Q17. 申請から補助金交付について教えてください。.....	5
Q18. 申請はいつからできますか？また、どこに問い合わせればよいですか？.....	5

Q19.	申請窓口はどこですか？ .....	5
Q20.	応募の受付数に上限はありますか？ .....	6
Q21.	補助金申請の回数に上限がありますか？ .....	6
Q22.	予算上限はどこで確認できますか？ .....	6
Q23.	国・県・市が実施している他の補助金と併用できますか？ .....	6
3.	補助対象について.....	6
Q24.	補助対象者を教えてください。 .....	6
Q25.	補助の条件を教えてください。 .....	7
Q26.	環境配慮行動優良事業者として認定されるためにはどのような手続きが必要ですか？ .....	7
Q27.	個人事業主は申請できますか？ .....	7
Q28.	マンション管理組合は申請できますか？ .....	7
Q29.	賃貸借や使用貸借の事務所等に補助対象設備を設置する場合も補助されますか？ .....	7
Q30.	交付決定前に契約・着工することができますか？ .....	7
Q31.	複数年度にまたがる申請は可能ですか？ .....	8
Q32.	譲り受けた設備や中古品なども補助の対象となりますか？ .....	8
Q33.	太陽光発電設備には自家消費率の要件がありますか？ .....	8
Q34.	自家消費率の要件を満たさなかった場合等、補助金返還等の措置があり得ますか？ .....	8
Q35.	FIT/FIP制度を利用して売電することはできますか？ .....	8
Q36.	J-クレジット制度への登録はできますか？ .....	9
Q37.	導入した設備により売電収入が得られた場合、補助金の返還は必要ですか？.	

Q38. 補助の対象にならない経費はありますか？ .....	9
Q39. 太陽光発電設備を設置するための建物の建築や補強工事は、補助対象となり ますか？ .....	9
Q40. 屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事は、補助対象となりますか？ . 9	
Q41. 蓄電池は単独で設置できますか？ .....	9
Q42. 停電などの災害時専用の蓄電池は、補助の対象となりますか？ .....	10
Q43. 業務用蓄電池と家庭用蓄電池の区分はありますか？ .....	10
Q44. 「エネルギー・マネジメント・システム（EMS）」はどのようなものが補助対 象になりますか？ .....	10
Q45. 「高効率空調機器」や「高効率給湯器」は、どのような製品が補助対象になり ますか？ .....	10
Q46. 対象となる「高効率空調機器」や「高効率給湯器」のリストや基準としなけれ ばいけない性能値などはありますか？ .....	10
4. 交付申請について .....	11
Q47. 申請に必要な書類を教えてください。 .....	11
Q48. 市税に滞納があることが判明しました。どうすればよいですか？ .....	11
Q49. 見積もりは何社から取る必要がありますか？ .....	11
Q50. 補助対象設備の補助率を教えてください。 .....	11
Q51. SBT認定とはどのようなものですか？ .....	12
Q52. SBT認定（中小企業向け）を取得するにはどのような手続きが必要ですか？	
	12

Q53. 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と定置用蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「定置用蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？.....	12
Q54. 補助額の計算に用いる太陽電池の「出力」や蓄電池の「容量」の定義はありますか？.....	12
Q55. 補助対象と補助対象外のどちらにもかかる共通経費は、どのように申請すればよいですか？.....	13
Q56. 事業完了後の実績報告はいつまで行う必要がありますか？.....	13
Q57. 補助金を受けて導入した設備について、「法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等が講じられていることを証明できる書類」とは、どのような書類ですか？.....	13
Q58. 交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。.....	13
Q59. 工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいか？.....	14
Q60. 交付決定後に、事業計画（経費配分や内容）を変更したい場合はどうすればよいですか？.....	14
Q61. 補助金は、どのタイミングで入金されますか？.....	14
5. 設備導入後の手続き等について.....	14
Q62. 導入後の報告・調査はどのようなものですか？.....	14
Q63. 補助金を受けて設備を導入した後、どのような義務がありますか？.....	14
Q64. 義務を果たさなかった場合はどうなりますか？.....	15
Q65. 法定耐用年数を経過する前に、設備を処分（売却・廃棄等）せざるを得ない場合はどうすればよいですか？.....	15

- Q66. 事務所を売却し、移転します。設備はどうしたらよいですか？ ..... 15
- Q67. 災害等により補助対象設備が破損した場合は、どうすればよいですか？ ..... 15
- Q68. 補助金の返還額はどのように計算されますか？ ..... 15

## I .はじめに

この度は、「下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（住宅対象）補助金」に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。

本資料は、補助金の申請にあたって皆様から多く寄せられるご質問とその回答をまとめたものです。申請をご検討される際の参考としてご活用ください。

なお、申請にあたっては、この資料とあわせて「申請の手引き」や「交付要綱」も必ずご確認いただきますようお願ひいたします。

## II . 申請に係る Q & A

### 1. 用語について

#### Q1. 「脱炭素化」や「カーボンニュートラル」とは何ですか？

現代の私たちの暮らしは、大量のエネルギー消費によって成り立っています。そのエネルギー源の大半は、石油などの化石燃料です。化石燃料は燃焼する時に CO<sub>2</sub> を排出しており、地球温暖化の原因となっています。

脱炭素化とは、地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである CO<sub>2</sub> の排出量をゼロにしようという取組です。また、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、下関市においても、「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言し、2050 年のカーボンニュートラルを目指しています。

#### Q2. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向け、2030 年までに前倒して民生部門の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出の実質ゼロの実現を目指す意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金を交付する環境省の事業で、地方自治体等が中心となり、地域の特性に応じた脱炭素化を目指すとともに、脱炭素化を通じて地域の課題を解決し、暮らし心地よさを向上させる取組を行う地域のことです。

下関市は、令和 6 年（2024 年）9 月 27 日に選定され、令和 6 年度から令和 11 年度にかけて「脱炭素先行地域事業」を実施します。

### Q3. 「民生部門」とは何ですか？

民生部門とは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和7年3月）に則し、「家庭部門」と「業務その他部門」に分けられます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。

また、「業務その他部門」は、事務所、ビル、商業、サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出です。

### Q4. 「太陽光発電」とは何ですか？

太陽光発電とは、太陽光をソーラーパネル（太陽電池）に当てるにより電力へと変換し、発電する方法です。天候に左右される部分もありますが、太陽の光、太陽光エネルギーは、発電時にCO<sub>2</sub>等の大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、くり返し使って枯渇せず再生できる「再生可能エネルギー」として注目されています。

### Q5. 「蓄電池」とは何ですか？

蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電気を蓄えておくことができるシステムです。雨天・夜間や停電等の災害時に蓄えた電気の自家消費が可能です。蓄電池には携帯用と定置用があり、定置用は電化製品等でも利用可能な、一般家庭や事務所等に設置する大容量のものとなります。

なお、今回の補助金では、平常時にも充放電を繰り返し行う「定置用」機器が対象で、停電時のみに利用する非常用予備電源や、携帯用の蓄電池は補助対象となりません。

### Q6. 「エネルギー管理システム（EMS）」とは何ですか？

Energy Management System の略で、家庭で使用する様々な家電の電気、ガス、水のエネルギー使用量や運転状況をモニター画面で「見える化」し、リアルタイムで電気の使用状況を把握することができる設備です。これにより、エネルギーを効率的に利用することが可能になります。

## Q7. 「高効率空調機器」とは何ですか？

高効率空調機器とは、従来よりも少ないエネルギーで大きな冷房、暖房能力を引き出すことができる空調設備です。

## Q8. 「高機能換気設備」とは何ですか？

平時に活用するもので、以下の要件を全て満たす「全熱交換器」が対象です。

- ① JIS B 8628 に規定されるものであること。
- ② 1人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>以上の必要換気量を確保できること。
- ③ 熱交換率が 40%以上であること。

## Q9. 「高効率給湯器」とは何ですか？

高効率給湯器とは、従来よりも少ないエネルギーで効率よくお湯を作れる給湯器のことです。本補助金では、エコキュートやエコジョーズなどが対象となります。

## Q10. 「高効率照明設備」とは何ですか？

調光制御機能を有する LED 照明で、かつ定められた省エネ基準（固有エネルギー消費効率）を満たすものが対象です。

「調光制御機能」とは、手動の調光器のことではなく、以下のいずれかの機能を指します。

- ① スケジュール制御（設定した時間に合わせて自動で点滅・調光する）
- ② 明るさセンサー制御（周囲の明るさに応じて照度を自動調整する）
- ③ 人感センサー制御（人の在・不在を検知して自動で点滅・調光する）

## Q11. 「初期費用ゼロサービス」とは何ですか？

利用者が初期費用を負担することなく、電力販売（PPA 事業）又はリースによる方法で対象施設に再エネ・省エネ設備を設置するサービス。

## Q12. 「PPA 事業」とは何ですか？

PPA 事業とは、太陽光パネルの設置に係る初期費用が 0 円になる仕組みです。PPA 事業者が、利用者の費用負担なしで屋根などに太陽光パネルを設置し、発電し

た電気のうち、使用した電気分を使用料として PPA 事業者に支払います。

利用料金などの詳細については、PPA 事業者にお問い合わせください。

### Q13. 「自家消費率」とは何ですか？

本補助金では、導入する再エネ発電設備の発電量に対する需要家が消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%）以上とする必要があります。この割合を自家消費率としています。

## 2. 補助金について

### Q14. 事業の目的は何ですか？

環境省の「脱炭素先行地域」に選定された本市の計画に基づき、対象地域内の事業者が再生可能エネルギー設備等を導入する費用の一部を補助し、地域の脱炭素化を推進することを目的としています。

### Q15. 対象地域はどこですか？

本市提案書に記載している「あるかぼーと・唐戸エリア」となります。

中之町、唐戸町、南部町（一部）、観音崎町（一部）、岬之町（一部）、あるかぼーとが対象となります。



## **Q16. 補助事業の実施期間はいつまでですか？**

補助事業の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5か年を計画しています。事業の進捗状況により期間終了が前後する可能性があります。なお、補助事業は申請した年度の2月末日までに完了（実績報告を提出）する必要があります。

## **Q17. 申請から補助金交付について教えてください。**

標準的な流れは以下の通りです。①交付申請 → ②市による審査・交付決定 → ③事業者による事業着手（契約・工事） → ④事業完了 → ⑤実績報告 → ⑥市による検査・額の確定 → ⑦補助金交付請求 → ⑧市から補助金支払い

## **Q18. 申請はいつからできますか？また、どこに問い合わせればよいですか？**

本年度の申請期間は、令和7年8月20日から令和7年12月26日までを予定しています。また、本件にかかるお問い合わせは、「環境部 環境政策課 脱炭素先行地域推進室（083-252-7116）」までお尋ねください。

## **Q19. 申請窓口はどこですか？**

申請書類は、「環境部 環境政策課 脱炭素先行地域推進室」が窓口となります。原則、郵送にてお受けします。窓口にお持ちいただく場合は、担当者不在など書類をお預かりするにとどまる場合がありますのでご了承ください。

### **【書類提出先】**

下関市役所 環境部 環境政策課 脱炭素先行地域推進室

住 所：〒751-0847 下関市古屋町一丁目 18番 1号

T E L: 083-252-7116

M a i l: kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

## **Q20. 応募の受付数に上限はありますか？**

国の交付金を活用するため、毎年度、交付できる額には限りがあります。受付した申請により審査・交付決定を行い、各年度の予算上限に達すると、以降の申請は受付できなくなりますので、ご了承ください。なお、原則先着順とします。また、交付申請の内容により交付できる件数も変わりますので、「年間何件まで受付」とは決まっておりません。

## **Q21. 補助金申請の回数に上限はありますか？**

補助金申請は同一年度内に1回の申請に限ります。

翌年度以降は、再度、同一年度内に1回申請することが可能ですが（例：1年目に太陽光発電設備、2年目に蓄電池を導入する場合など）。

## **Q22. 予算上限はどこで確認できますか？**

公表はしておりません。予算上限に達した場合は市のHPなどでお知らせいたします。

## **Q23. 国・県・市が実施している他の補助金と併用できますか？**

いいえ、できません。同一の補助対象設備について、国・県、または本市が実施する他の補助金の交付を受けている場合は、本補助金の対象外となります。

## **3. 補助対象について**

### **Q24. 補助対象者を教えてください。**

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 対象施設を所有する方
- ② 対象施設の管理を委託されている方
- ③ 対象施設の所有者から施設の設置について承諾を得ている方
- ④ 初期費用ゼロサービス事業者

ただし、市税の滞納がある方や暴力団関係者等は対象外です。

※①～③の方は、下関市環境配慮行動優良事業者として認定を受けている。または、認定申請中である必要があります。

## **Q25. 補助の条件を教えてください。**

主な条件は以下のとおりです。

- ① 補助対象地域で実施するものであること
- ② エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
- ③ 補助対象設備を導入する建築物の使用電力を 100%再エネ電力にし、また、2030 年度まで継続すること

その他の条件については、申請の手引きや要綱をご確認ください。

## **Q26. 環境配慮行動優良事業者として認定されるためにはどのような手続きが必要ですか？**

環境配慮行動優良事業者の申請は随時受け付けております。詳細については、市のホームページ（<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/59821.html>）にて案内しております。毎月 10 日までに申請された場合、翌月 1 日に認定します。

## **Q27. 個人事業主は申請できますか？**

申請できます。ただし、個人営業証明書もしくは住民票（原本）を提出いただく必要があります。

## **Q28. マンション管理組合は申請できますか？**

申請できます。ただし、履歴事項全部証明書または規約の写しの提出が必要です。

## **Q29. 賃貸借や使用貸借の事務所等に補助対象設備を設置する場合も補助されますか？**

補助対象となります。ただし、建物所有者の承諾書が必要となります。

## **Q30. 交付決定前に契約・着工することができますか？**

交付決定前に契約・着手した事業は、原則として補助の対象となりませんので、交付決定通知を受け取ってから契約・工事を開始してください。

なお、工期の確保などの理由から事前着手を希望される場合、「事前着手届出書」の提出をお願いします。

### **Q31. 複数年度にまたがる申請は可能ですか？**

複数年度にまたがる工事期間となる場合は、「交付申請書（様式第1号）4. 複数年度事業の予定」に年度ごとの補助金申請予定額、事業開始予定日、事業完了予定日の記載をお願いします。

ただし、補助金の交付決定は単年度ごとに行うため、次年度以降の補助金交付を保証するものではないことにご注意ください。

### **Q32. 謙り受けた設備や中古品なども補助の対象となりますか？**

補助対象外です。新品（未使用・未設置）かつ購入品が対象となります。

### **Q33. 太陽光発電設備には自家消費率の要件がありますか？**

あります。事業用については、本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費することが必要です。

### **Q34. 自家消費率の要件を満たさなかった場合等、補助金返還等の措置がありますか？**

あり得ます。補助事業者には、設備導入後から法定耐用年数の期間、毎年度、下関市に対し発電量、売電量、買電量、自家消費率等について報告を行っていただきます。自家消費率が50%を下回る場合、その理由・原因によっては補助金を返還していただくことも考えられます。

### **Q35. FIT/FIP制度を利用して売電することはできますか？**

いいえ、できません。本補助金は自家消費を促進することを目的としており、国の交付金制度において、FIT（固定価格買取制度）やFIP制度の認定を取得しないことが要件とされています。

本補助金は、自家消費型の再エネの自立的な普及を促進することを目的としています。まずは適正規模の発電設備の導入を検討いただき、蓄電を含め自家消費ができない余剰電気が発生した場合に、小売電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電をすることは可能です。

### **Q36. J-クレジット制度への登録はできますか？**

いいえ、できません。法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないことが誓約事項となっています。

### **Q37. 導入した設備により売電収入が得られた場合、補助金の返還は必要ですか？**

法人においては、事業完了後の5年間について、一定の計算式により収益納付の要・不要を判断します。詳しくは、脱炭素先行地域推進室までお問い合わせください。

### **Q38. 補助の対象にならない経費はありますか？**

あります。まず、「消費税及び地方消費税」は対象外です。また、国の規定により、既存設備の撤去費や、設備の導入に直接必要な工事費（土地造成費や建物の躯体工事費など）も対象となりません。

### **Q39. 太陽光発電設備を設置するための建物の建築や補強工事は、補助対象となりますか？**

補助対象外です。建物の建築や補強工事は対象経費となりません。また、建物の建築工事に係る基礎工事も補助対象外となります。

ただし、ソーラーカーポートの架台部分については交付対象となります。

### **Q40. 屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事は、補助対象となりますか？**

屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）より最大50cmまで）を補助対象としています。

### **Q41. 蓄電池は単独で設置できますか？**

蓄電池は、「原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの」である必要があります。新設又は既設の太陽光発電設備と接続する場合は設置可能です。

#### **Q42. 停電などの災害時専用の蓄電池は、補助の対象となりますか？**

補助対象外です。平常時から充放電を繰り返し行う「定置用」の蓄電池が対象です。

#### **Q43. 業務用蓄電池と家庭用蓄電池の区分はありますか？**

蓄電容量 20kWh 以上のものを「業務用」蓄電池、20kWh 未満のものが「家庭用」蓄電池として区分され、それぞれ異なる安全基準や保証期間の要件が設定されています。

#### **Q44. 「エネルギー・マネジメント・システム（EMS）」はどのようなもの が補助対象になりますか？**

以下のいずれかの要件を満たすものが対象となります。

- ① 施設内のエネルギー使用状況を熱源や照明等の区分ごとに計測・分析・評価でき、省エネ効果が得られるもの。
- ② 太陽光発電等の発電量データに基づき、電力の需給を調整・制御するために必要不可欠な機器。

なお、これらに必要なソフトウェア等も対象に含まれます。

#### **Q45. 「高効率空調機器」や「高効率給湯器」は、どのような製品が補助対象になりますか？**

従来の空調機器・換気設備・照明機器・給湯器等と比較して、CO<sub>2</sub>削減効果が得られるものが対象となります。ただし、新規導入の場合は、一般的な設備と比較した場合のCO<sub>2</sub>削減効果を、既存からの代替の場合は既存設備と比較した場合のCO<sub>2</sub>削減効果を、それぞれ示す必要があります。算出に当たっては、「【参考】CO<sub>2</sub>削減効果算出シート」を参考してください。

#### **Q46. 対象となる「高効率空調機器」や「高効率給湯器」のリストや基準と しなければいけない性能値などはありますか？**

リストや基準とする性能値はありませんが、従来の空調機器等に対して省CO<sub>2</sub>効果を示す必要があります。「【参考】CO<sub>2</sub>削減効果算出シート」を参考してください。

＜参考＞

- ・経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ性能力タログ電子版  
URL : <https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

#### 4. 交付申請について

##### Q47. 申請に必要な書類を教えてください。

必要書類の詳細は「申請の手引き」のⅢ.補助対象となる範囲 2. 交付申請をご確認ください。なお、必要書類が全て揃っていないければ受付できません。

##### Q48. 市税に滞納があることが判明しました。どうすればよいですか？

市税の滞納がある場合は補助の対象となりません。まずは市税を完納していただき、滞納なし証明書を取得してから申請してください。

##### Q49. 見積もりは何社から取る必要がありますか？

2者以上のお見積書をご用意ください。

##### Q50. 補助対象設備の補助率を教えてください。

補助対象設備ごとの補助率は以下の表のとおりです。

補助対象設備	補助率	
	SBT認定事業者	それ以外の事業者
1. 太陽光発電設備	2／3	1／2
2. 蓄電池【業務用蓄電池】	2／3	1／2
3. エネルギー・マネジメント・システム	2／3	1／2
4. 高効率空調機器	2／3	1／2
5. 高機能換気設備	2／3	1／2
6. 高効率照明設備	2／3	1／2
7. 高効率給湯器	2／3	1／2

※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

## Q51. SBT 認定とはどのようなものですか？

SBT とは「Science Based Targets」の略で、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する 5 年～15 年先の温室効果ガス排出削減目標のことです。

この目標は、SBTi (国際的な共同イニシアティブ) によって審査・認定され、認定を受けた事業者を「SBT 認定事業者」と呼びます。

(参考：環境省 HP)

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/decarbonization\\_05.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)

## Q52. SBT 認定（中小企業向け）を取得するにはどのような手続きが必要ですか？

SBT 認定取得には以下の手続きが必要です。

専門知識が必要なため、コンサルタント等の支援サービス利用も検討ください。

- ① 【要件確認】従業員 250 名未満、Scope1・2 排出量 10,000tCO<sub>2</sub> 未満等の条件を満たすか確認
- ② 【データ準備】過去 3 年分の温室効果ガス排出量データを収集・算定
- ③ 【オンライン申請】SBTi 公式サイトで企業情報、削減目標、排出量データを英語で入力
- ④ 費用支払い：申請費用 1,250 ドル（約 18 万円）
- ⑤ 審査・認定：SBTi による目標妥当性確認後、約 3 か月で認定取得

## Q53. 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と定置用蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「定置用蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？

重複してはできないため、いずれかの補助対象設備（計上するのに適切な方）に係る補助対象経費として計上してください。不明な点については、脱炭素先行地域推進室までお問合せください。

## Q54. 補助額の計算に用いる太陽電池の「出力」や蓄電池の「容量」の定義はありますか？

以下のとおりしております。

太陽電池出力：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値と、パワーコンディ

ショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値を採用します。  
蓄電容量：単電池の定格容量、公称電圧、使用する単電池の数の積で算出される値を用います。

#### **Q55. 補助対象と補助対象外のどちらにもかかる共通経費は、どのように申請すればよいですか？**

諸経費（共通経費）分を除いたうえで、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の額（直接工事費）で按分し、諸経費（共通経費）分を計上してください。

#### **Q56. 事業完了後の実績報告はいつまでに行う必要がありますか？**

補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業を実施する年度の 2 月末日（本年度においては、令和 8 年 2 月 28 日が日曜日のため、2 月 26 日（金）が期限となります。）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

#### **Q57. 補助金を受けて導入した設備について、「法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等が講じられていることを証明できる書類」とは、どのような書類ですか？**

この書類は、初期費用ゼロサービス（リースや電力販売（PPA））を利用して設備を導入し、その契約期間が設備の法定耐用年数よりも短い場合に提出が必要となります。具体的には、以下の内容が明記された契約書などが該当します。

- ・初期費用ゼロサービスの契約期間が満了した後、設備の所有権がサービス利用者（事業所の所有者など）に移転されること。
- ・所有権の移転後も法定耐用年数が満了するまでその設備を継続して使用すること。

これにより、補助対象設備が法定耐用年数を経過するまで適切に活用されることを確認します。

#### **Q58. 交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。**

各 1 部の提出をお願いします。また、提出方法は郵送、又は持参での持ち込みとします。

### Q59. 工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ「変更承認申請書（様式第6号）」を提出いただき、市より承認を受ける必要があります。変更申請の要否の判断がつきにくい場合は、変更が見込まれる時点でお問い合わせください。

### Q60. 交付決定後に、事業計画（経費配分や内容）を変更したい場合はどうすればよいですか？

補助事業の内容や経費の配分を変更する場合は、あらかじめ「変更承認申請書（様式第6号）」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。変更申請の要否の判断がつきにくい場合は、変更が見込まれる時点でお問い合わせください。

### Q61. 補助金は、どのタイミングで入金されますか？

補助金の支払いは、原則すべての設置工事や手続きが終わってからの支払い（口座振込）となります。

## 5. 設備導入後の手続き等について

### Q62. 導入後の報告・調査はどのようなものですか？

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対してご協力いただくものです。

特に、太陽光発電設備については、法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して自家消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」を保つことが交付要件となっており、環境省へ報告を行う必要があります。そのため、以下のデータを計測可能な計測機器を設備と合わせて設置ください。（計測機器の設置に係る費用は補助対象となります。）

【太陽光発電設備に関して、報告・提供が必要なデータ】

- ・年間の稼働量データ（発電量及び充放電量等）
- ・補助対象施設の年間電力使用量データ

### Q63. 補助金を受けて設備を導入した後、どのような義務がありますか？

主なものとして、以下のことをお約束いただく必要があります。

- ①CO2 排出実質ゼロの実現：実績報告までに再エネ由来の電力を調達することなどによって、電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現すること。
- ②データ提供：設備の法定耐用年数が経過するまで、発電量や電力使用量などのデータを市に提出し、調査に協力すること。
- ③ 財産管理：補助金で取得した財産（設備）を、法定耐用年数が経過するまで、市の承認なく処分（譲渡・廃棄等）しないこと。

#### **Q64. 義務を果たさなかつた場合はどうなりますか？**

正当な理由なく要綱の規定に違反した場合や、市長の指示に従わなかつた場合は、交付決定が取り消され、補助金の返還を求められることがあります。また、返還時には、年 10.95% の割合で計算した加算金や延滞金が発生する場合もあります。

#### **Q65. 法定耐用年数を経過する前に、設備を処分（売却・廃棄等）せざるを得ない場合はどうすればよいですか？**

やむを得ない理由により設備を処分する場合は、事前に「財産処分承認申請書（様式第 13 号）」を提出し、市長の承認を得る必要があります。承認された場合、原則として経過年数に応じた補助金の返還が必要となります。無断で処分した場合は、交付決定が取り消されることがあります。まずは、事務局までお問い合わせください。

#### **Q66. 事務所を売却し、移転します。設備はどうしたらよいですか？**

補助対象設備の経過年数や処分理由等により異なります。まずは、事務局までお問い合わせください。

#### **Q67. 災害等により補助対象設備が破損した場合は、どうすればよいですか？**

状況により対応が異なりますので、処分前に事務局までお問い合わせください。

#### **Q68. 補助金の返還額はどのように計算されますか？**

設備の処分等により補助金を返還する場合の金額は、原則として以下の計算式で算出されます。

返還額 = 交付された補助金額 × (耐用月数 - 設置月数) / 耐用月数

※耐用月数=法定耐用年数×12ヶ月

※設置月数=工事完了日から処分日までの月数（1ヶ月未満切り捨て）